

## 携帯電話等に関する規定

- 1 携帯電話の校内への持ち込みは、届け出制とする。
- 2 所定の『携帯電話校内持ち込み届』を提出し、許可を受ける。
- 3 校内では、携帯電話の電源を切って、バッグ等の中に入れておき、身につけたり、机上・机中などに置いたりしてはならない。
- 4 校内での使用は、原則として禁止する。
- 5 上記に違反した場合は、その時点で預かり、保護者に連絡し、保護者に直接返却する。
- 6 考査中に使用した場合は、カンニング等の不正行為と判断する。
- 7 アップルウォッチ等、ウェアラブル端末については、時計として使用することを認める。ただし、それ以外で、通信が確認されたり、必要のない機能を使用していたりする場合は、携帯電話と同様の指導（預かり、保護者へ返却）とする。また、通信等が確認されるということは、携帯電話の電源が入っていることが考えられるため、それも合わせて指導を行う。